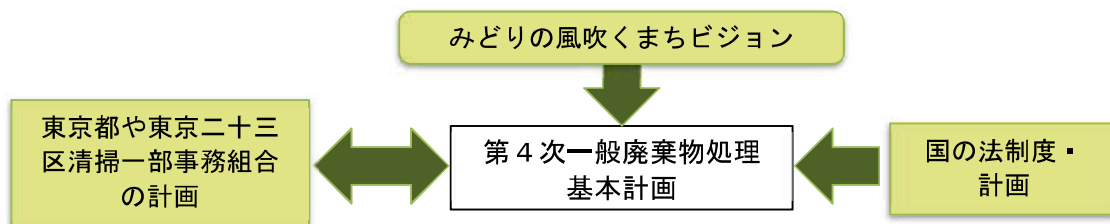


練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画 概要版

～みどりあふれる循環型都市をめざして～

計画の位置づけ

- 今後の区政運営の方向性を示す「みどりの風吹くまちビジョン」（平成27年3月）で掲げた施策「リサイクルの推進とごみの発生抑制」を具体化させる個別計画です。
- ごみの最終処分場を管理している東京都や、23区のごみの共同処理を行っている東京二十三区清掃一部事務組合の計画と整合を取るものです。
- 一般廃棄物処理基本計画とは、廃棄物処理法（※1）第6条と、練馬区廃棄物処理条例（※2）第18条の規定に基づき、区内で発生するごみの減量・リサイクルの推進およびごみや生活排水の適正処理の実施に関する、長期的な方向性を策定するものです。



※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

※2 練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例

計画期間・評価・点検方法

- 計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間です。
- 計画は、概ね5年ごと、あるいは法制度や社会状況など諸条件に大きな変更があった場合には改定します。
- 計画は、毎年度進捗状況を評価・点検し、その結果を公表します。そのうえで、必要に応じて取組項目を見直し、毎年度の取組へ反映します。
- 計画の改定にあたっては、区内の資源・ごみの排出構造に詳細な分析や調査を行い、計画を評価した上で、改定計画に反映させます。



区が進めてきた清掃・リサイクル事業の特徴

区民・事業者・区が連携して、ごみ減量とリサイクルの推進に取り組んだ結果、区民1人1日あたりのごみ収集量は、23区でトップクラスの少なさです。

早くから取り組んできたリサイクル事業

〇区は、清掃事業が都から移管される以前から、びん・缶の街区路線回収や古紙の集積所回収を導入するなど、早期からリサイクル事業に取り組んできました。

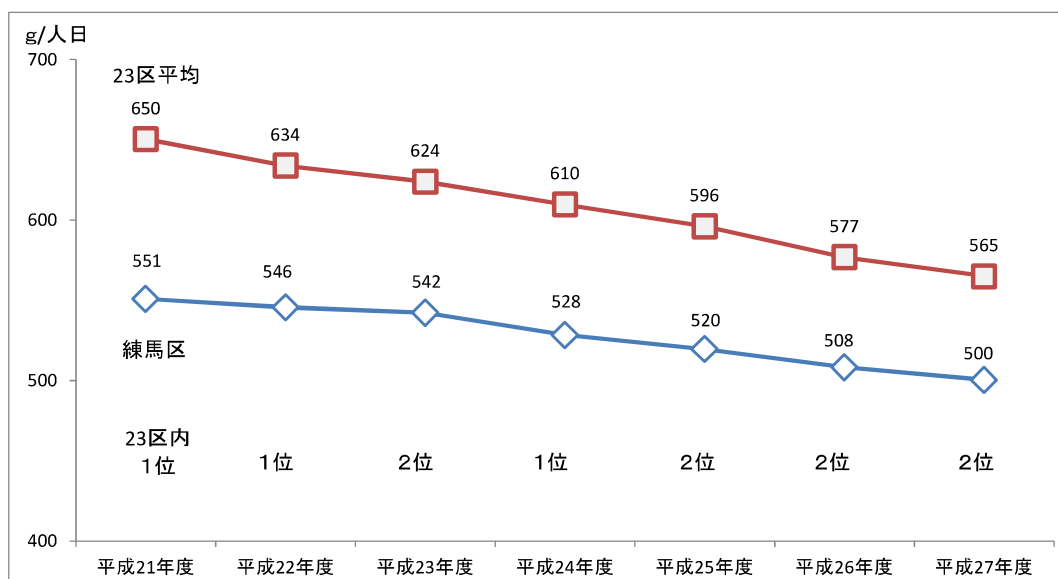
先駆的な啓発活動

〇区は、平成11年2月に、23区で初となる児童を対象としたふれあい環境学習を実施しました。現在では区内すべての区立小学校や区立保育園で実施しています。
〇地域の方に資源・ごみの適正な排出方法を呼び掛ける青空集会などの啓発活動に取り組んできました。

区民が主体となって取り組むリサイクル活動

〇町会・自治会などが実施している資源の集団回収は、平成4年に始まり、今なお参加する団体数は年々増加しています。
〇リサイクルセンターで行われているリサイクル講座などは、区民ボランティアが主体となって企画・運営しています。

1人1日あたりのごみ収集量の推移（可燃・不燃・粗大ごみ）



取り組むべき課題

区民・事業者・区の連携と協働による3Rの推進

○区民・事業者・区の三者でごみの減量に向けて取り組んでいますが、3Rの内容や優先順位は、まだ十分に認知されていません。

優先順位
1

Reduce

リデュース(発生抑制)
【ごみの発生を抑えよう】

優先順位
2

Reuse

リユース(再使用)
【繰り返し使おう】

優先順位
3

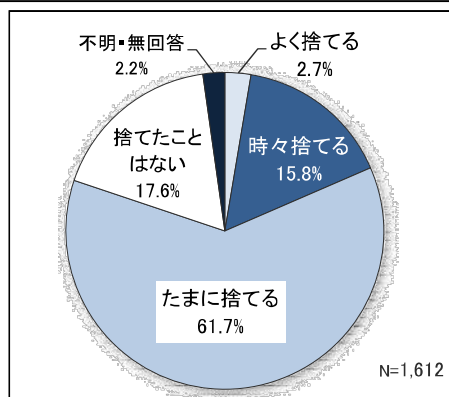
Recycle

リサイクル(再生利用)
【資源として利用しよう】

ごみの排出抑制に向けて

○可燃ごみの中で最も多いのは生ごみです。その中には、まだ食べられるのに捨てられてしまうものも含まれています。

まだ食べられる食品を捨てたことがありますか？

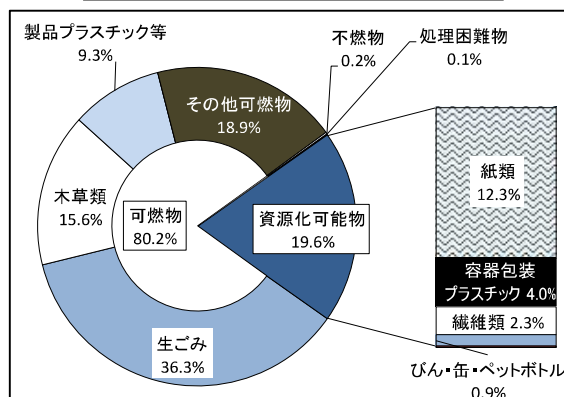


出典：区民アンケート調査（平成27年度）

資源リサイクルの推進に向けて

○ごみの中には、分別すれば資源となるものがまだ多く含まれています。

可燃ごみの組成分析結果



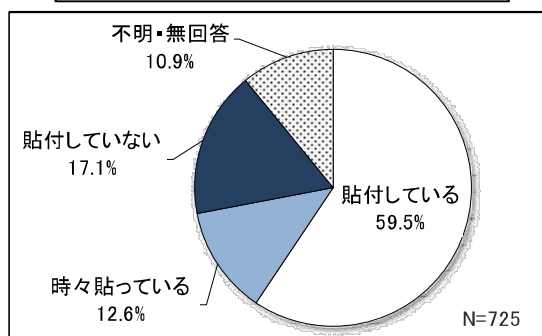
出典：区民アンケート調査（平成27年度）

事業系ごみの減量・適正処理に向けて

○事業系ごみは全体としては減少傾向にあるものの、まだ資源化が可能な紙類や生ごみが多く含まれています。

○事業系有料ごみ処理券を貼付していない事業者も見られます。

事業系有料ごみ処理券の貼付状況

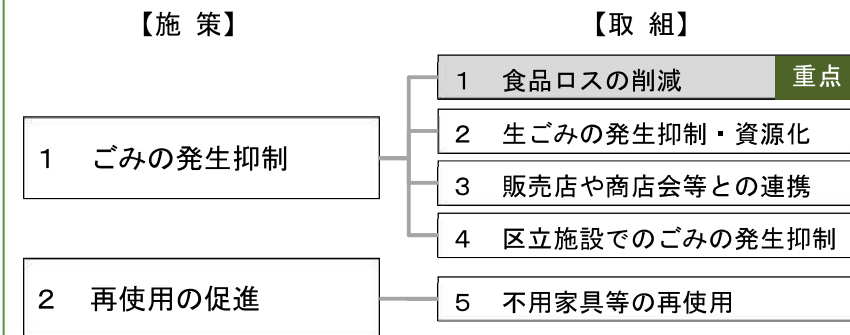


出典：事業所アンケート調査（平成27年度）

ものを大事にする、資源を循環させるという習慣が根付き、区民・事業者・区が取組が生活の快適さやうるおいのある環境づくりにつながっていく、住んでよかったと思える循環型のまちづくりをめざします。

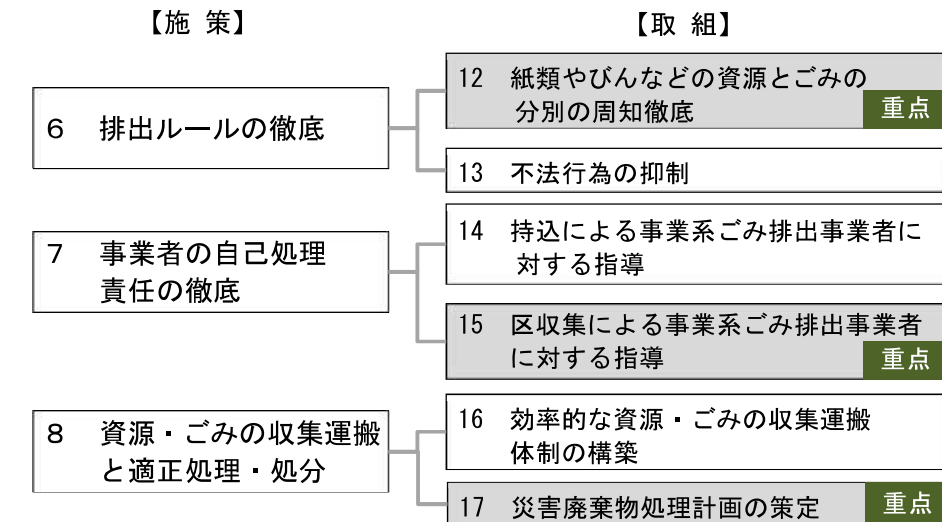
基本方針Ⅰ ごみの発生抑制・再使用の促進

○3Rの中で優先すべき、発生抑制・再使用の活動促進のための取組を引き続き推進します。特に、生ごみを減らすため、新規事業として食品ロスの削減に取り組めます。



基本方針Ⅲ 適正処理の推進

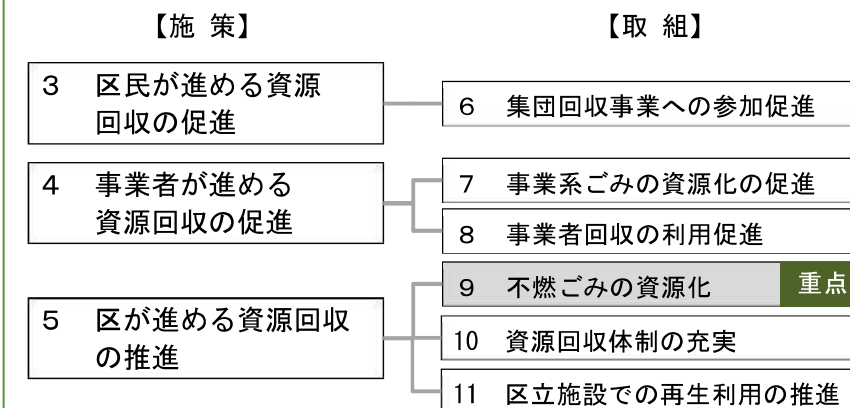
○区の収集に資源・ごみを出す際の分別ルールの徹底に引き続き取り組み「ごみの中に資源を入れない」意識を高めます。
○東京都および清掃一組との連携を図りながら、災害発生時に備えて、区としての災害廃棄物処理計画を策定します。



青空集会の様子

基本方針Ⅱ 多様な資源循環の推進

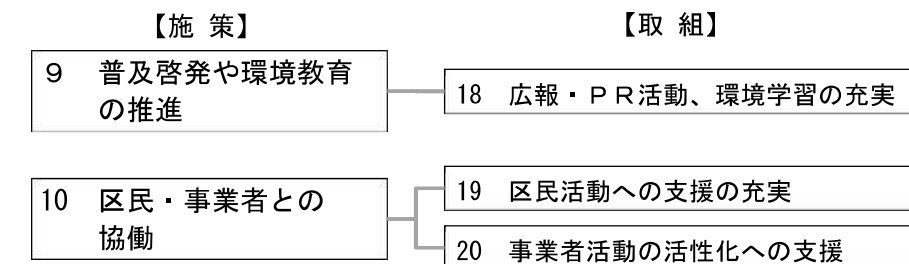
○集団回収やオフィス・商店街リサイクル活動など、区民・事業者それぞれの取組により多様な資源循環が図られるよう、引き続き必要な支援を行います。
○分別の負担を増やさずに更なる資源化を進めるため、収集した不燃ごみからの金属類の資源化に、新規に着手します。



小型家電回収ボックス

基本方針Ⅳ 情報発信および参画・連携体制の充実

○普及啓発や環境教育を引き続き推進し、区民との協働および事業者との連携を一層図っていきます。

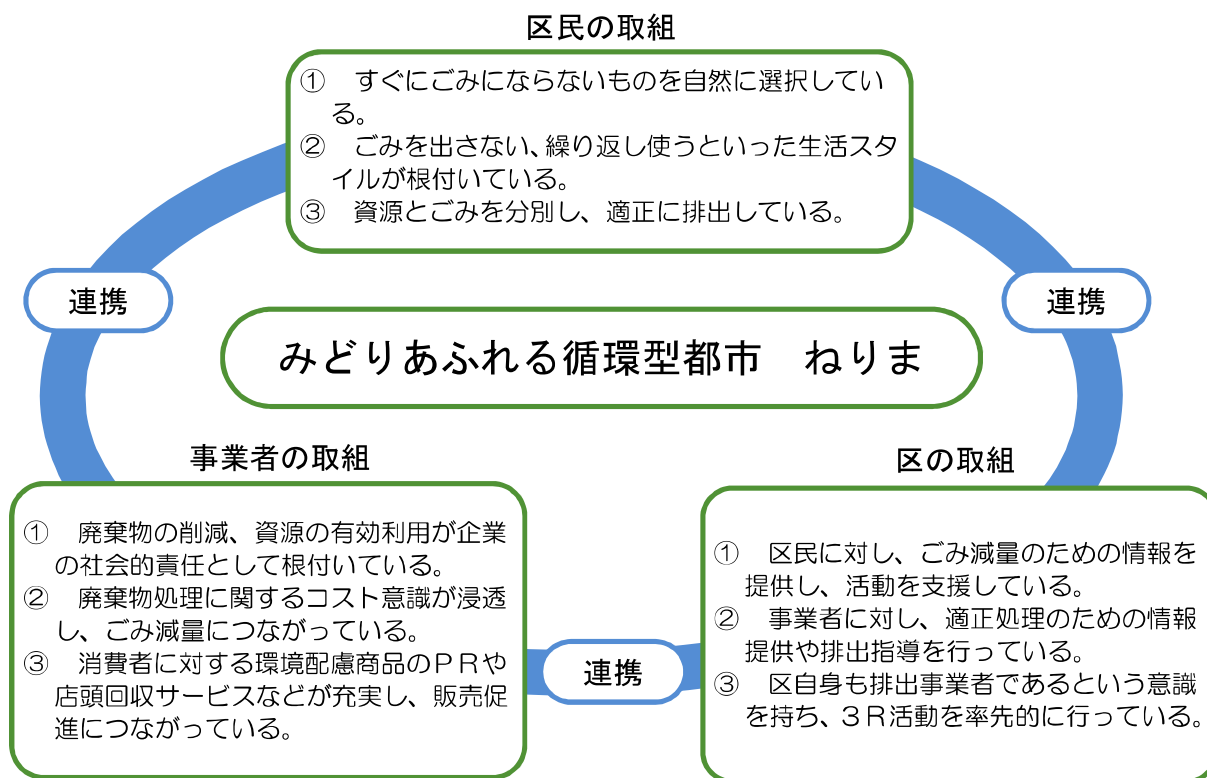


3R啓発冊子「できることから始めよう！」



ふれあい環境学習

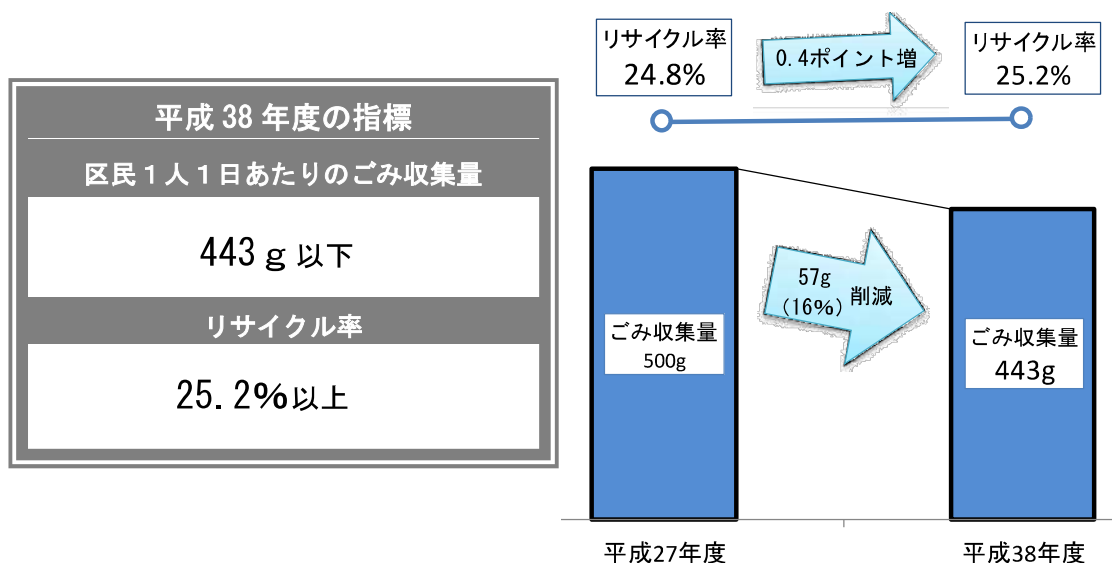
区民・事業者・区の協働イメージ図



達成効果

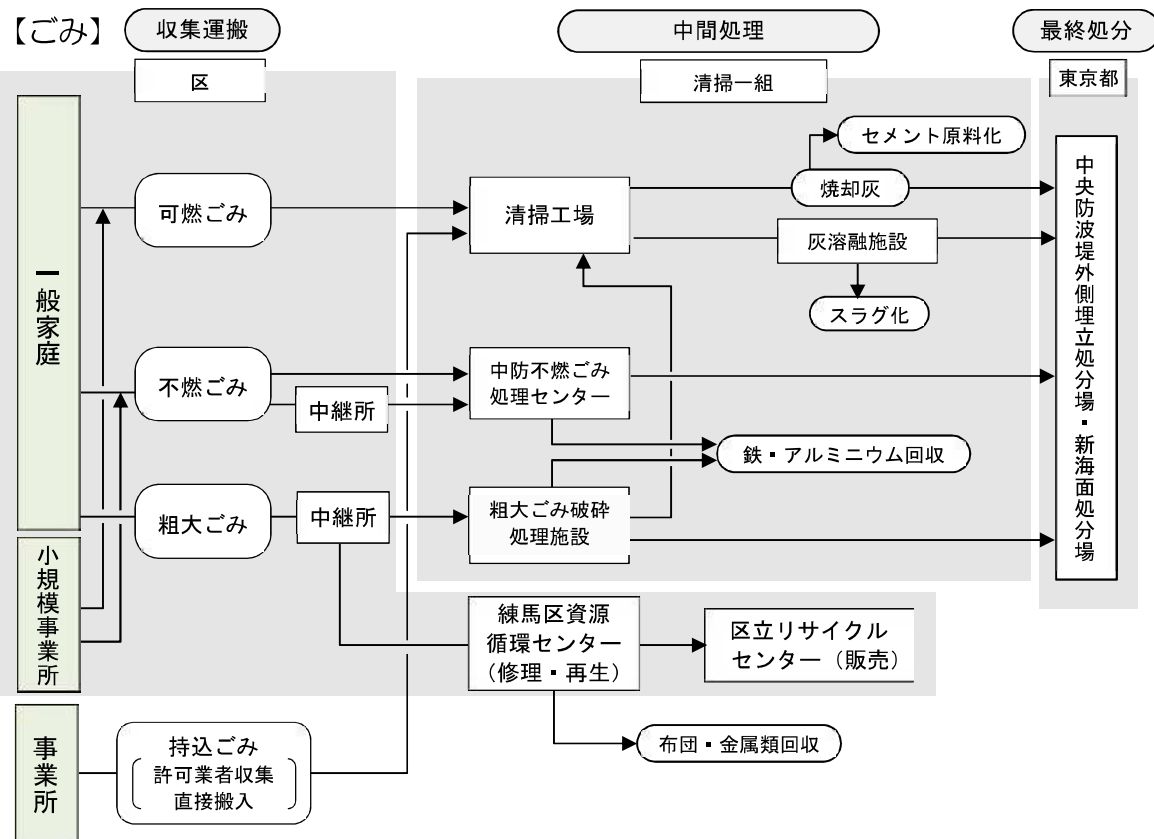
施策体系に示した取組により、区民1人1日あたりのごみ収集量の削減と、リサイクル率の向上を達成します。

23区で一番少ない区民1人1日あたりのごみ収集量を実現していきます。

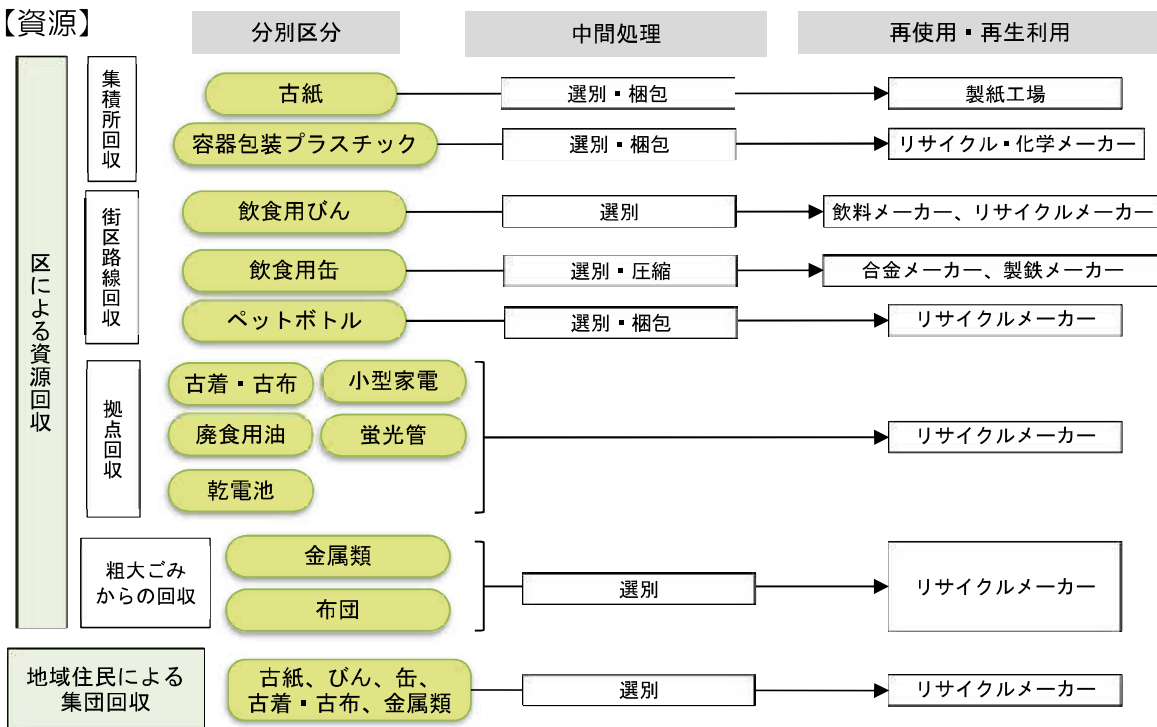


資源・ごみの処理体制

清掃・リサイクルシステムの概要



【資源】



生活排水処理基本計画

生活排水処理の範囲および基本方針

○生活排水（し尿や生活雑排水など）は、公共下水道による処理を基本とします。

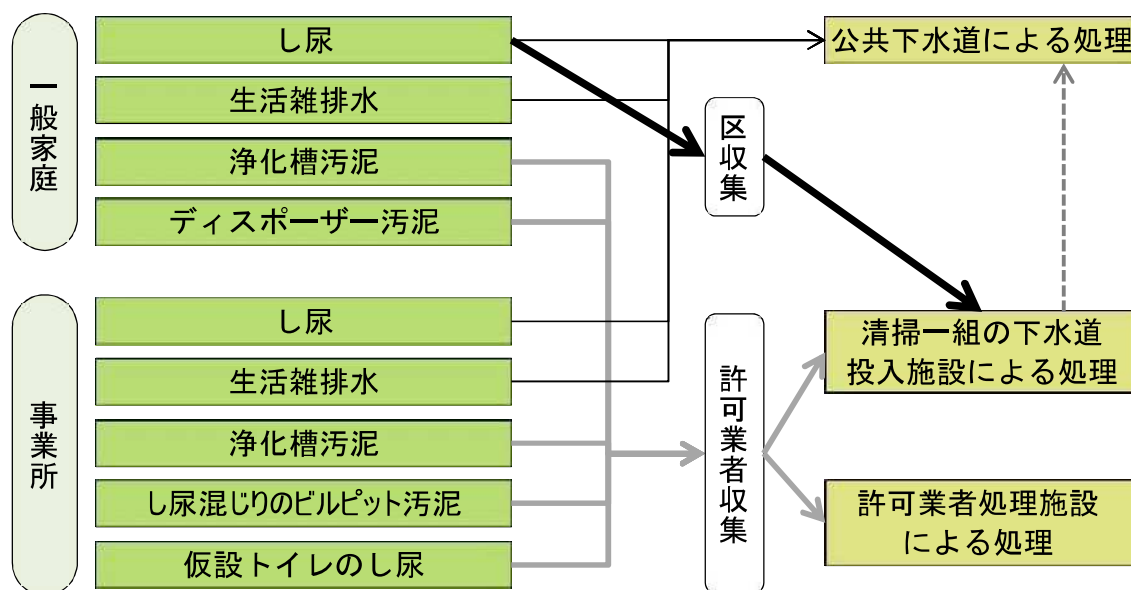
収集運搬体制

○くみ取りし尿のみ区が収集運搬し、その他の浄化槽汚泥などについては、汚泥の収集運搬業の許可業者に委託するものとします。

処分体制

○くみ取りし尿の処理は、清掃一組の処理施設に搬入して行います。

○その他の浄化槽汚泥などの処理は、清掃一組の処理施設またはし尿処分業の許可業者の処理施設で行います。



練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画 概要版

平成29年（2017年）3月発行

編集・発行 練馬区環境部清掃リサイクル課

〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号

電話番号 03-5984-1095（直通）

この冊子は練馬区オリジナルみどり色「ねりまグリーン」を使用しています。